

## 基礎自治体横断的な事務処理機構の検討 その3

(ア)「東京市連合機構」(イ)「共同維持機構」

### (5)処理する事務

#### 論点7

- ・都から引き継ぐべき市の事務は、何をもって市の事務とするのか  
法令に根拠を置く市の事務

消防に関する事務(消防組織法第18条、消防法第37条)、上水道の設置・管理に関する事務(水道法第49条)、公共下水道の設置・管理に関する事務(下水道法第42条)、再開発地区計画、電気・ガス供給施設等の都市計画決定に関する事務(都市計画法施行令第46条)など

#### それ以外の事務

例えば「任意共管事務」の一部又は全部  
・特別区が主張(都区検討会)した市の事務  
・東京都が主張(都区検討会)した市の事務

- ・東京 市が都から引き継いだ市の事務のうち「行政の一体性の確保」が求められる事務は、基礎自治体横断的な事務処理機構で処理することになるが、基礎自治体横断的な事務処理機構と東京 市に事務を振り分ける具体的な基準は何か。
- ・現在、特別区が行っている共同処理については、どのように考えるのか

### (6)住民参加の仕組み

#### 論点8

- ・住民の直接請求権、住民監査請求などについては、現行の広域連合の制度と比較してどのように考えるのか
- ・800万人の住民を持つ東京大都市地域での基礎自治体横断的な事務処理機構が、意思決定等に当たって住民から遠い存在とならないためにはどのような住民参加の方法が考えられるか  
例えば、住民投票、総合計画への住民参加、パブリックコメント、住民アンケート、議会への住民参加など

### (7)その他

- ・「基礎自治体横断的な事務処理機構」全般(論点1から8)について、補足して検討する項目

## 検 討 項 目 一 覧

回	検 討 項 目
第9回 11月 6日(月) 午前(10時から)	新たな基礎自治体の機構 基礎自治体横断的な事務処理機構(その1) (1)機構の性格
第10回 12月11日(月) 午前(10時から)	基礎自治体横断的な事務処理機構(その2) (2)意思決定機関について (3)執行機関について (4)「諮問機関」について
第11回 1月15日(月) 午前(10時から)	基礎自治体横断的な事務処理機構(その3) (5)処理する事務 (6)住民参加の仕組み (7)その他
第12回 2月 8日(木) 夜間(18時から)	新たな基礎自治体の人事制度 (1)基礎自治体横断的な事務処理機構の人事制度 (2)東京 市の人事制度
第13回 3月23日(金) 午後(14時から)	東京 市の姿 地方自治を取り巻く社会経済環境の変化 東京府の姿
その後の検討項目	新たな基礎自治体の財政制度

# 基礎自治体横断的な事務処理機構の検討 その1

(ア)「東京市連合機構」(イ)「共同維持機構」

## (1)機構の性格

### 論点1 広域連合型か一部事務組合型か

「多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備することを目的とする広域連合」

「事務の一部の共同処理を目的とする一部事務組合」

- ・ 現行の広域連合や一部事務組合で実現することが可能か、新たな機構が必要か
- ・ 地方自治法上の位置づけは、例えば大都市制度の一つとする考え方、地方公共団体の組合の一つとする考え方など、どのように考えるのか
- ・ 住民の存在についてどのように考えるのか、また住民の意思をどこまで直接機構に反映させるのか
- ・ 機構が三層制であるとの批判があるが、これについてどのように考えるのか

### 論点2 機構の強制設立の方法について

- ・ 機構を強制設立させる方法は、どのようなものが考えられるのか
- ・ 法制度上の強制力を持たせるのか、事実上の強制力があれば良いとするのか
- ・ 機構からの脱退についてはどのように考えるのか（一部事務組合・広域連合では制度なし）

### 論点3 特別の制度か一般の制度か

- ・ 東京大都市地域のみの特例的な制度として考えるのか、一般の制度として考えるのか
- ・ 特例的な制度として考える場合、それはこの地域のどのような特性（例えば、首都性、超巨大都市、歴史的沿革など）から導き出されるのか
- ・ 一般の制度として考える場合、基礎自治体でどのようなケースで利用することが出来るのか

## 基礎自治体横断的な事務処理機構の検討 その2

(ア)「東京市連合機構」(イ)「共同維持機構」

### (2)意思決定機関について

#### 論点4

- ・意思決定機関は、どのような方法（例えば直接選挙、間接選挙など）で選ばれた、どのような組織（例えば議会、評議会、理事会など）が望ましいのか
- ・構成員が議員の場合の問題点（例えば各市の人口規模が大きく異なるため議員数にアンバランス生じないか、議員報酬・兼職の有無についてどのように考えるのか、選挙をどのようにするのかなど）についてどのように考えるのか、また構成員が議員でない場合はどのように考えるのか

### (3)執行機関について

#### 論点5

- ・執行機関は、どのような方法・形態（例えば大統領制、議院内閣制、マネージャー制など）が望ましいのか
- ・兼職の有無（例えば東京 市長が兼ねることなど）についてどのように考えるのか

### (4)諮問機関について

#### 論点6

- ・特定の意思決定に対して諮問機関を置くことは可能か
- ・諮問機関の役割（例えば東京 市と具体的に何を調整するのか）と権限（例えば意思決定機関に対して強制力はあるかなど）をどのように考えるのか